

技術提案書に係る評価基準

別紙-1

業務名： 南部中核拠点 道路詳細設計業務委託（市道中富貴線他）  
 業務番号： 第1-委-6号  
 業務場所： 五條市大野町他

●配置予定技術者・企業の経験及び能力等（技術点その1）

特別簡易型（価格評価点：技術評価点＝3：1）

評価項目	評価基準	技術点				
		管理技術者	担当技術者	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者の経験及び能力 ※8	技術者資格を次のとおり評価する。（※6） ①技術士（総合技術監理部門 選択科目（建設）「道路」） ①技術士（技術部門（建設部門）「選択科目（道路）」） ②RCCM「登録部門（道路）」 ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	8	50 ※9
	平成27年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。）（※6） 同種業務：延長500m以上の道路詳細設計業務かつ平面交差点詳細設計業務（※1）（※10） 類似業務：道路詳細設計業務（※1） ①同種業務の実績が2件以上ある ②同種業務の実績がある ③類似業務の実績がある ④上記①②③以外	①8 ②4 ③2 ④0	①4 ②2 ③1 ④0		12	
	平成27年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県総務部又は奈良県県土マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。）（※6） ①五條市内における業務実績あり ②上記①以外の五條土木事務所管内における業務実績あり ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0		5	
専門技術力	成績評定 令和5年4月1日以降、令和7年3月31日までに完了した国土交通省または奈良県県土マネジメント部発注の土木関係建設コンサルタント業務のうち管理技術者として従事した業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する。（※2）（※3） ①7.5点以上 (業務成績評定点の最高値-7.5) × 0.4 ②7.5点未満 0.0	Max 9			9	
	表彰実績 近畿地方整備局発注の令和3年4月1日以降、令和7年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者（建設コンサルタント等）表彰の実績について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。）（※6） ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ③事務所長表彰の実績あり ④上記①②以外	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③0		3	
業務執行体制	手持ち業務量 公告日時点における契約金額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。（照査技術者として従事するものは含めない。）（※7） (管理技術者) ・手持ち業務量の件数が10件以上、または手持ち業務量の契約総額が5億円以上の場合、-5 (担当技術者・1人につき) ・手持ち業務量の件数が5件以上、または手持ち業務量の契約総額が2億円以上の場合、-3	①0 ②-5	①0 ②-3 ③-6 ④-9		0～ -14	
及び企業能力の経験 ※8	企業成績評定 令和3年4月1日以降、令和7年3月31日までに完了した奈良県県土マネジメント部発注の土木関係建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する。（※4）（※5） ①6.5点以上 (業務成績評定点の平均値-6.5) × 0.4 ②6.0点以上6.5点未満 (業務成績評定点の平均値-6.5) × 0.8 ③6.0点未満 -6.0	Max	13		13	

- ※1 国、地方公共団体、地方道路公社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が発注した業務に限る。
- ※2 評価対象となる委託業務等成績評定点は、県土マネジメント部発注業務であれば「調査、計画業務」・「概略、予備設計業務」・「詳細設計業務」とし、国土交通省発注業務であれば「調査・計画業務」・「設計業務」とする。
- ※3 契約金額100万円以上の国土交通省及び奈良県県土マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は7.5点として評価は0点とする。
- ※4 評価対象となる委託業務等成績評定点は、「調査、計画業務」・「概略、予備設計業務」・「詳細設計業務」・「工事管理業務」・「積算技術業務」とする。
- ※5 契約金額100万円以上の奈良県県土マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は6.5点として評価は0点とする。
- ※6 担当技術者を複数名配置する場合の評価値は、「技術者資格」・「業務実績①」・「業務実績②」・「表彰実績」の評価内容ごとに、全ての担当技術者のうち最高値のみを採用する。
- ※7 「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、-14点とする。
- ※8 「配置予定技術者の経験及び能力」、「企業の経験及び能力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加算しない。
- ※9 技術点その1の技術点合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- ※10 一契約の業務で両方の実績を有するものに限る。

合計	50
----	----

<p>●総合評価の方法</p> <p>■評価値の算出方法</p> <p>評価値＝価格評価点＋技術評価点</p> <p>□価格評価点の算出方法</p> <p>価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／入札書比較価格（※）） （※）入札書比較価格・・・予定価格の消費税及び地方消費税抜きの金額</p> <p>価格評価点の配分点は、『180点』とする。</p> <p>□技術評価点の算出方法</p> <p>技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）</p> <p>価格評価点および技術評価点は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。</p>
---